

## 津久井やまゆり園再生基本構想に対する意見と質問

神奈川県障害者施策審議会委員

小川 喜道

## 【1】再生基本理念の根本的な問題点

津久井やまゆり園再生基本構想「再生の基本理念・コンセプトに関する考え方」（審議会委員に事前送付された文書）の 3 つの項目は物理的な構造面についてであり、また、現在いずれの施設においても実施されている内容も含まれており、今回の重大な障害者の人権に関わる事件を検討する上で、深く掘り下げた基本理念となっていないことに懸念を覚えた。すなわち、

- (1) 安全管理面に掲げる防犯ガラス、防犯機器の設置や不審者の侵入防止策は、他面からみれば閉鎖的・隔離的な指針として理解することもできる。訪問者の出入りの監視や制限などが挙げられているか、隔離・収容施設としての強化につながる方針が優先的に記述されている。
- (2) 個室化やユニット化というのは、現在に始まったことではなく、いまや当たり前の生活形であり、今回のあらためて示す内容ではない。これも「非常事態発生時における状況把握がしやすい構造にするため」としている。しかし、こうした個別性というのは、個人の好みによる室内環境のづくり、壁やカーテン、家具の色彩や、室内の快適な動線の工夫といった生活面を考慮する「人」を中心とした方針があって、初めて人権が守られることになる。そうした背景を述べることなく、物理的な構造としての個室化、ユニット化が述べられているにすぎない。
- (3) 三番目に挙げている、地域との交流、すなわち体育館やグラウンドの施設を開放するなどは、これまでいずれの施設においても当然とされてきている地域交流であり、津久井やまゆり園再生の特性といえるものではない。

## 【質問】

- ① なぜ、一人ひとりの声が見えてこないのか、障害者の意志を尊重するアプローチを示すことができなかったのか。「意思」とは言語のみではなく感情の表現として表情や行動を伴って表れるものであり、それらについてどこまで一人ひとりが尊重されたのかが見えてこない。全員に聞き取りをしたとの報告を受けているが、誰が、どのような環境において、本人の意思を聞き取ったのか。その声(言語化のみではなく)に、感情の表出や日常行動からその人の好み、安楽、快適性をどのように把握したのか。
- ② 新たな生活形態に移る場合に具体的なイメージが持てるように情報提供がなされたのか。

## 【2】 県立施設の在り方検討会は、今回の基本構想に生かされていないという問題点

2014年1月「県立障害福祉施設等ありかた検討委員会報告書」(県立障害福祉施設等ありかた検討委員会、本名靖委員長(東洋大)、堀江まゆみ副委員長(白梅学園大学))によれば、下記のように記載されている。

「県立施設は民間施設では対応が難しい障害者の受け入れ先となっているが、将来的にはそうした障害者もグループホームなど地域で生活できることが望ましい。また、そうした障害者が地域で生活するには、個々のニーズに応じて様々なサービスが必要となり、事業所や施設等が横の連携を強化し、協力して支援するしくみが必要である。」(p.20)

### 【質問】

- ① 3年前にこのような提言がなされているので、県障害福祉課として一定の検討と実践を行っているべきである。今回の基本構想を検討する上で、この検討会資料は参考にされたのか否か。提言をどのように対応、実行していこうとしているのか。
- ② 各障害者相談専門員と関連職種との連携協働による本人の意思、すなわち、人生を作っていくことをどのように支援しているのか、「横の連携強化、協力」という言葉が活かされていないことについてどのように考えているか。

## 【3】 かながわ憲章の具体的な施策の実施についての具体案について

2016年10月14日神奈川県から出された『ともに生きる社会かながわ憲章』は、津久井やまゆり園の事件を踏まえているが、ここは「私たち」を主語において次のように記述されている。

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

【質問】ここでいう「私たち」が県民と定義されているとしたら、県民はどのような行動をすべきか。県障害福祉課、地域福祉課等関係部署がこの憲章にしたがって県民向けに諸活動を開始すべきであるが、具体的にどのように対応、実行しているか。

## 【4】 現実に施設での虐待は続いていること

2012年6月に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」が成立し、2013年9月に施行規則が示された。その公表事項に基づいて神奈川県の施設における虐待の件数をみると次のように示されている。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報・相談件数/事実が認められた件数

2015年度 158件 / 16件 40人

2014年度 201件 / 15件 34人

2013年度 388件 / 29件 30人

通報・相談の件数で多い障害は、知的障害であり、89件(2015)、88件(2014)、82件(2013)、意思疎通に支援を必要とする障害であることが多い。

【質問】現状の施設においても虐待が行われており、今回、津久井やまゆり園に焦点を当てた対応策を示しているが、基本的には神奈川県内施設における支援者・支援者支援に関する課題を見落としてはならない。本件について、県としてはどのような対応を実施しているか。

「本人中心」の支援、すなわち、本人の意志決定支援の可能な支援体制づくりを徹底的に作り出すには、本障害者施策審議会においての議論は極めて重要と考え、私見を提出させていただいた。検討する上での参考にしていただければ幸いである。